

公表監第7号

地方自治法第252条の37第5項の規定により包括外部監査人から提出された包括外部監査の結果報告（子育て支援に関する財務事務について）における指摘及び改善要望事項に対して、西宮市長等より措置を講じた旨の通知がありましたので、同法同条の38第6項の規定により公表します。

平成24年12月17日

西宮市監査委員	亀井	健
同	鈴木	雅一
同	西田	いさお
同	花岡	ゆたか

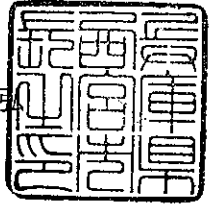
措置の内容 別紙のとおり



西総発第30号
平成24年12月14日

西宮市監査委員 亀井 健 様
同 鈴木 雅一 様
同 西田 いさお 様
同 花岡 ゆたか 様

西宮市長 河野 昌弘



包括外部監査結果報告に係る措置状況について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり通知
します。

- 1 監査結果報告名 平成23年度 包括外部監査の結果報告
「子育て支援に関する財務事務について」
西宮市包括外部監査人 公認会計士 芝池 勉
- 2 監査結果提出日 平成24年2月10日 報告外監第1号
- 3 措置状況 別紙のとおり



西教委教総発第116号
平成24年12月14日

西宮市監査委員 亀井 健 様
同 鈴木 雅一 様
同 西田 いさお 様
同 花岡 ゆたか 様

西宮市教育委員長 井ノ元 由紀子



包括外部監査結果報告に係る措置状況について (通知)

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり通知
します。

- 1 監査結果報告名 平成23年度 包括外部監査の結果報告
「子育て支援に関する財務事務について」
西宮市包括外部監査人 公認会計士 芝池 勉
- 2 監査結果提出日 平成24年2月10日 報告外監第1号
- 3 措置状況 別紙のとおり

平成 23 年度

包括外部監査の措置状況報告書

子育て支援に関する財務事務について

目 次

第 1	保育所関連事業	1
第 2	幼稚園関連事業	1 3
第 3	子育て総合センター・児童館関連事業	2 0
第 4	留守家庭児童育成センター事業	2 4
第 5	母子生活支援施設関連事業	3 1
第 6	母子寡婦福祉資金貸付事業	3 3
第 7	乳幼児等医療費助成事業	3 3

第1 保育所関連事業

1 (結果)

報告書 58頁

【1】(2)1. 暫定定員枠について要綱と実態の乖離を是正すべき

「西宮市保育所入所円滑化対策実施要綱」第4条では、「総定員又は年齢別定員を超えて入所できる児童数は、公立保育所については、総定員に15%を乗じて得られる員数(四捨五入)とする。但し、公立保育所のうち7園については、それぞれの年齢で暫定定員枠を設定し、その枠内で保育の実施を行うものとする。」として、今津文協保育所、鳴尾東保育所、むつみ保育所、津門保育所、今津南保育所、上之町保育所、鳴尾北保育所については、暫定定員枠を設定し、平成22年4月1日時点で115%を超えて入所者を受け入れている。しかし、建石保育所、学文殿保育所、用海保育所、浜甲子園保育所、瓦木北保育所の5園は暫定定員枠を設定することなく、平成22年4月1日時点の入所者数は定員の115%を超えて受け入れている。さらに、平成23年4月1日時点でも上記5園及び甲東北保育所について115%を超えて入所者を受け入れているが、いずれも要綱で暫定定員枠を設定する対象園とはされていない。

平成10年「保育所への入所の円滑化について」(厚生省児童家庭局保育課長通知、平成22年2月17日雇児保発0217第1号により改定)によると、児童福祉施設最低基準を満たしていることを条件に定員を超えて保育の実施を行っても差し支えないとされており、児童福祉施設最低基準を満たしていれば、定員を超えて保育を実施すること自体に問題はない。

しかし、要綱では定員を超えて保育を実施できる場合を限定して定めており、これに相違する状態を継続すべきでない。速やかに要綱の改正、もしくは、定員枠の見直しを実施すべきである。

(健康福祉局 こども部)

(講じた措置)

【健康福祉局 こども部】

暫定定員枠については、平成24年2月1日付で「保育所入所円滑化対策実施要綱」を改正し、指摘のあった保育所を含む7施設で新たに暫定定員枠を定めました。

2 (意見)

報告書 58頁

【1】(2)2. 待機児童の解消について 保育ルームの増設により、0~2歳児専用の保育所整備を進めるべき

保育ルームの増設は、場所や人材の確保が比較的容易にできる反面、定員は 5 人以下であるため、相当数設置しなければ、待機児童の抜本的な解消に至らない。ただ、待機児童は特定の地区に集中しているわけではなく、新設保育所の整備をするほど需要がない地域や、整備する土地が確保できない場合もあり、保育ルームの増設により、迅速かつきめこまやかな対応が可能である。今後も待機児童対策の一環として整備を進めていくことが望ましい。

平成 22 年 4 月 1 日現在の待機児童 310 人のうち、0～2 歳児が 250 人と約 8 割を占めている。さらに、4 月 1 日時点では待機していなくても 0 歳児や 1 歳児は、年度途中に産休や育休明けで入所希望者が増加することを考えると、待機児童の年度中の解消は難しい状況にあると言える。平成 22 年度に整備された「幸和園保育所南園」、「めばえの子保育園」は 0～2 歳児の民間保育所であり、今後もこうした 0～2 歳児専用の保育所を増やしていくことが望ましい。

(健康福祉局 こども部)

(講じた措置)

【健康福祉局 こども部】

保育ルームについては、これまで民間の賃貸物件のほか、公立幼稚園や小学校の余裕教室、市営住宅の旧集会所や国家公務員宿舎など既存施設を活用して整備を図ってまいりました。保育ルームの整備については、新設保育所と比べ、保育需要や利便性の高い地域での整備が可能であり、開園までの整備期間も短いことから、引き続き、効果的な待機児童対策として推進してまいります。

また、0～2 歳専用の保育所については、保育ルームと同様に、効果的な待機児童対策を行うため、賃貸物件を活用することによって整備を図ってまいります。

3 (意見)

報告書 59 頁

【1】(2)2. 待機児童の解消について 幼稚園での預かり保育の充実により待機児童解消を検討すべき

分園や保育ルームの卒園後も、ほとんどの場合 3 歳児からも継続して保育が必要となる。現在は、3 歳児以降の保育を継続するという観点から、入所選考上、一定の配慮をしており、これまで保育の継続を希望した児童で入所できなかったケースはないとのことである。しかし、平成 20 年以降 3 歳児でも待機児童が多くなっており、分園や保育ルームの整備が進むと、分園や保育ルームの卒園後の 3 歳児からの受入先が確保できなくなるおそれがある。

西宮市には公立幼稚園が 21 園、私立幼稚園が 40 園あるが、預かり保育を実施してい

るのは、私立幼稚園のうち 36 園である。そのうち、保育所と同様に週 5 日以上実施しているのは 31 園、18 時以降まで実施しているのは 16 園、夏休み等の長期休業日にも 10 時間以上預かり保育を実施しているのは 9 園と、フルタイムで働く保護者が必要とする保育サービスが受けられるのはごく一部の幼稚園に限定される。0～2 歳児の受入先は保育所でなければ難しいが、3 歳以上児については、幼稚園での受入が可能である。幼稚園での預かり保育サービスを充実させることにより、待機児童の解消につなげるべきである。

(健康福祉局 こども部)(教育委員会)

(講じた措置)

【健康福祉局 こども部】

幼稚園での預かり保育の充実により待機児童解消を検討すべきについては、現在、西宮市幼児期の教育・保育審議会を設置し、待機児童解消に向けた方策として私立幼稚園における預かり保育との連携についても審議しており、審議結果や子ども子育て関連 3 法の成立に伴う新制度の動向を注視しつつ、検討してまいります。

【教育委員会】

保育所の待機児童解消に向けた方策については、西宮市幼児期の教育・保育審議会において、従来の保育所整備以外の方策について、検討を重ねていただいているところです。

幼稚園での預かり保育サービスの充実も含め、幼稚園と保育所の連携体制を築くことが今後ますます重要になってくるものと考えており、今後の審議会での方向性を踏まえ、引き続き検討してまいります。

4 (意見)

報告書 59 頁

【1】(2)3. 公立保育所の事業費の縮減に努めるべき

公立保育所では民間保育所に比して、多額の公費が投入されている。

平成 22 年度における公立・民間保育所それぞれの児童一人当たりの公費投入額の比較は、次表に示すとおりである。民間保育所の児童一人当たりの公費投入額は 1,229 千円であるのに対し、公立保育所の児童一人当たり公費投入額は 1,564 千円(民間保育所の約 1.27 倍)である。

【公立保育所と民間保育所の児童への公費投入額の比較(平成22年度)】

(単位:千円)

	事業名/内訳	事業費	児童一人当たり事業費
公立保育所 (児童数:2,546人)	人件費	3,424,793	1,345
	管理費	89,947	35
	給食費	201,502	79
	保育費	265,626	104
	合計	3,981,868	1,564
民間保育所 (児童数:2,629人)	民間保育所運営費	2,662,851	1,013
	事務経費 1	19,158	7
	民間保育所助成金 2	550,252	209
	合計	3,232,261	1,229

1 民間保育所分園の建物リース料、民間保育所協議会への委託料が含まれる。

2 国基準の運営費の支弁とは別に西宮市独自で、「西宮市民間保育所助成金交付要綱」に従い、交付された助成金である。

公立保育所であっても民間保育所であっても認可保育所であれば、負担する保育料は所得に応じて一定であり、受けているサービスにもさほど違いは認められない。にもかかわらず、公立保育所の児童一人当たりの事業費が大きいのは、人員配置基準の違い(1・2歳児)や、公立保育所の保育士と民間保育士の平均給与額に差異があるためである。西宮市公立保育所職員の平均給与と民間保育所の平均給与を比較すると下記のとおりとなる。

【西宮市公立保育所職員の人件費(平成22年度)】

	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均給与(千円)
主任保育士(副所長)	47.1	27.3	6,500
保育士(正規保育士)	34.8	13.2	5,897
常勤的非常勤(臨時保育士)	32.3	4.3	2,983

【<参考>平成22年度民間保育所の人件費調べ】

	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均給与(千円)
主任保育士	42.6	15.3	4,742
保育士	27.3	4.8	3,309
常勤的非常勤	36.3	5.4	2,255

平均給与については、平成21年度指導監査事前提出資料より平均年齢該当職員を抜粋

公立保育所においては、人員配置基準の見直しや、人員構成の見直しなどにより、より一層事業費を縮減することが求められる。

また、長期的な視点にたてば、同じ保育サービスを民間事業者の方が低コストで提供できるのであれば、公立保育所の民間移管や民間事業者の参入を進めるべきである。西宮市においても、公立保育所の民営化推進計画が検討されているが、当面は、待機児童の解消が重要な課題となっていることから、民営化対象公立保育所と民間移管先保育園を並存させて定員増を図り、待機児童数の解消が図られた後に、公立保育所を閉所する方針が示されている。引き続き、こうした方針にそった取組を進めることが必要である。

なお、児童一人当たりの事業費は、公立・民間保育所で違いはあるが、保護者による

満足度調査の結果は次のとおりであり、保育の内容や保育者の対応、人員配置などについて、公立と私立の間に大きな差は認められない。

【利用保育施設別 利用施設に対する満足度(平均評価点)】

問11 現在利用している施設の下記の項目について、どの程度満足していますか。

【見方】「わからない・無回答」を除き、下記の点数で平均評価点を算出している。

評価点が高いほど「そう思う」(満足等)を、低いほど「そう思わない」(不満等)を示している。

・そう思う(満足・重要・非常に必要・あてはまる):4点

・ややそう思う(やや満足・やや重要・やや必要・ややあてはまる):3点

・あまり思わない(やや不満・あまり重要でない・あまり必要でない・あまりあてはまらない):2点

・まったく思わない(不満・まったく重要でない・まったく必要でない・まったくあてはまらない):1点

集計対象者総数	公立保育所利用者	民間保育所利用者
	907人	849人
園長や保育者の対応	3.50	3.53
保育者の人員配置	3.32	3.45
保育の内容	3.26	3.50
保育時間	3.28	3.37
給食の内容	3.65	3.77

(出所:西宮市幼児期の教育・保育に関するアンケート調査報告書(平成23年10月)をもとに監査人が作成)

(健康福祉局 こども部)

(講じた措置)

【健康福祉局 こども部】

公立保育所事業費については、民間保育所の児童一人当たり事業費と比較して約 1.27 倍となっております。しかしながら、平均勤続年数(平均年齢)を比較しますと、正規保育士で 8.4 年(7.5 才)高くなっております。公立保育所においては、重度の障がい児童や特別なケアが必要な家庭の児童を多く保育しており、経験豊富なベテラン保育士での保育が求められております。

また、公立保育所の施設については、30 年以上経過した老朽化施設が数多くあり、補修や修繕に係る維持管理コストが掛かっていることも一因と考えられます。

今後は、保育の質を担保しながらも、非正規保育士の活用などを検討することで人件費の縮減に努めるものとし、また、耐震改修や建替えを順次進めることで、維持管理コストの縮減を図るものとし、

【1】(2)4. 認可保育所の保育士配置基準を見直すべき

西宮市では、公立保育所と民間保育所で保育士の配置基準が異なる。公立保育所の方が民間保育所と比べると手厚い配置基準となっており、このことが公立保育所の方が民間保育所と比べると利用者一人当たり事業費が高くなっている一因である。

平成 19 年 10 月時点で、兵庫県下で公立保育所の方が民間保育所と比べて手厚い配置基準となっているのは、加古川市、川西市、新温泉町、明石市の 4 市町のみである。神戸市、姫路市、尼崎市を含む 31 市町については、国基準を配置基準としており、芦屋市、伊丹市、宝塚市、市川町の 4 市町では、国基準を上回る配置を公立保育所と民間保育所と同水準にしている。

保育料は認可保育所として所得に応じて定められており、同じ保育料を払って同水準のサービスを受けているとの前提で考えると、同じ認可保育所であるのに、配置基準が異なるというのは利用者の理解が得られない。公平性の観点からは、公立保育所と民間保育所の配置基準を同一にすべきである。

民間保育所の配置基準を公立保育所と同等にするには国の運営費負担はないため、西宮市独自で負担する必要がある。一方、「3. 公立保育所の事業費の縮減に努めるべき(意見)」において、【利用保育施設別の利用施設に対する満足度】を取り上げたが、「保育者の人員配置」について、利用者の満足度は、公立保育所の方が配置基準は手厚いにも関わらず、民間保育所の方が平均点は 0.13 点上回っている。このような状況を勘案し、公立保育所の配置基準を引き下げるか民間保育所の配置基準を引き上げるか意思決定すべきである。

(健康福祉局 こども部)

(講じた措置)**【健康福祉局 こども部】**

認可保育所の保育士配置基準については、下表のとおり 1, 2 歳児において保育士配置基準に係る公民格差が発生しております。しかしながら、厳しい市財政状況にあるなかで、市単独予算で民間保育所配置基準を見直すための民間保育所助成金を創設することは非常に難しい状況にあります。よって、現在の民間保育所助成金のメニューを見直すことを含めて、今後も引き続き民間保育所の配置基準を 5 : 1 と引き上げることを検討してまいります。

年齢区分	国基準	公立保育所	民間保育所
1, 2 歳児	6 : 1	<u>5 : 1</u>	<u>6 : 1</u>
4 歳以上児	30 : 1	20 : 1	20 : 1

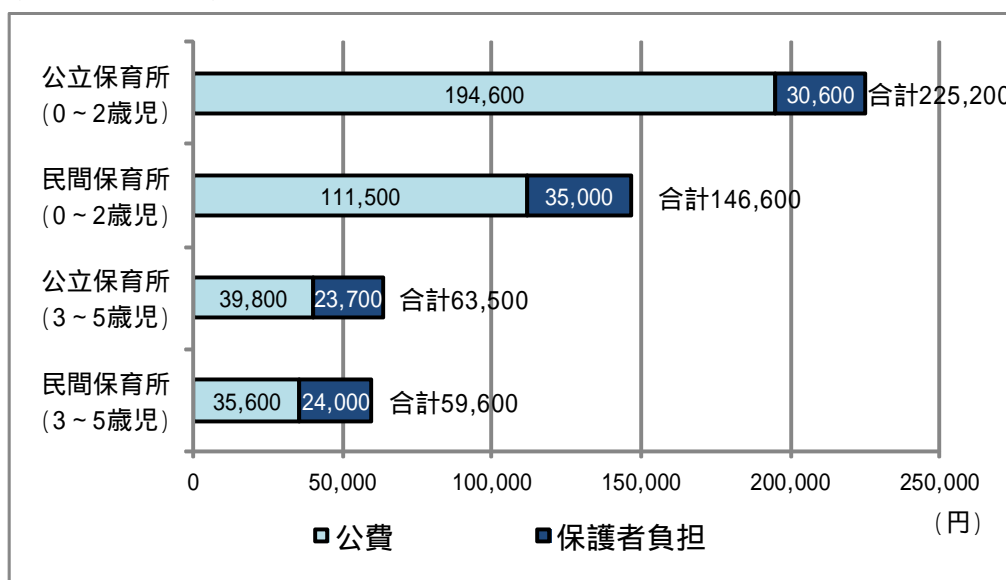
【1】(2)5. 保育料の見直しを検討すべき 認可保育所の保育料を見直すべき

認可保育所の保育料の金額設定については、西宮市社会保障審議会の答申を踏まえ、平成 18 年度から平成 22 年度にかけて段階的に国徴収基準の約 90%となるよう改定し、階層区分についても従前の 16 階層から 11 階層に変更し、国徴収基準に近づけている。

この改定により、利用者負担割合は平成 20 年度の 23.7%から平成 22 年度の 25.1%へと上昇しているが、市の一般財源からの財政負担額は約 45 億円(公立保育所・民間保育所の合計)とその規模は大きい。

平成 21 年度の数字になるが、西宮市が保育所の児童の年齢別に一人当たり保護者負担と公費投入の状況を調査しており、その結果は次のとおりである。

【保育所の児童一人当たり保護者負担と公費投入の比較(月額)】
(平成21年度決算)



公費には国・県・市の負担額を含めている。

民間保育所の保護者負担額には諸費(延長保育等)を含んでいない。

国庫補助金は、0~2歳児、3~5歳児の運営経費の比率で按分して算出。

金額は端数処理を行っている。

(出所:平成22年度 第4回 西宮市幼児期の教育・保育審議会【資料集】をもとに加工)

上記表のうち、0~2歳児は公立保育所では月額 225 千円の費用に対し保護者負担は 31 千円 (13.6%)、民間保育所であっても、月額 147 千円の費用に対し保護者負担は 35 千円(23.9%)である。

所得税非課税世帯に保育料を賦課することについては、保育料負担が可能かどうかを十分に配慮すべきであるが、国の徴収基準と比べると保育料の設定額が 50%となっている階層区分もあり、受けている保育サービスに応じた負担を求めるという観点から、国

の徴収基準の範囲内で保育料を引き上げる余地があると考える。

(健康福祉局 こども部)

(講じた措置)

【健康福祉局 こども部】

保育料については、西宮市社会保障審議会の「西宮市の保育サービスのあり方について」の答申を踏まえ、低所得層に配慮した応益負担を基本として平成 18 年度から段階的に保育料を改定しております。

保護者の負担割合としては、所得税が非課税の世帯では、国徴収基準額の 50%と低い割合になっておりますが、所得税額が 10,000 円を超える世帯では、国徴収基準額の 80%から 100%に設定し、応益負担による利用者間の公平性を確保しております。

また、最高階層の保育料については、平成 24 年 4 月に 3 歳未満児の保育料を 93,600 円から 98,800 円に、3 歳未満児の保育料を 38,500 円から 41,000 円に改定し、財政負担の軽減を図っております。

7 (意見)

報告書 6 3 頁

【1】(2)5 . 保育料の見直しを検討すべき 家庭保育所・保育ルームの保育料の設定を見直すべき

家庭保育所・保育ルームの保育料は、認可保育所と比較すると半額から 3 分の 2 程度の設定となっている。ここで、家庭保育所・保育ルームの第 1 子保育料と認可保育所の 3 歳未満児の保育料を比較すると次のとおりである。

【家庭保育所・保育ルームの保育料と認可保育所の保育料の比較】

階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	家庭保育所・保育ルーム第1子保育料	認可保育所保育料3歳未満児
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き前年分の所得税非課税世帯	非課税(母子・父子世帯等)	0円
		非課税(上記以外の世帯)	1,900円
C	課税	6,700円	10,400円
D1	A階層を除き前年分の所得課税世帯。右記の所得税額区分によりD1～D7階層に区分する。	9,500円未満	7,400円
D2		9,500円以上 38,000円未満	17,500円
D3		38,000円以上 40,000円未満	24,000円
		40,000円以上 56,000円未満	26,500円
D4		56,000円以上 75,000円未満	35,600円
		75,000円以上 103,000円未満	39,100円
D5		103,000円以上 129,000円未満	34,800円
D6	129,000円以上 203,000円未満	37,100円	
D7	203,000円以上 279,000円未満	38,500円	
	279,000円以上 413,000円未満	40,000円	
	413,000円以上 734,000円未満	56,100円	
	734,000円以上	59,100円	
		79,200円	
		88,400円	

上表で、階層区分 D3 のうち、所得税額が 38,000 円以上 40,000 円未満の場合は、家庭保育所・保育ルームは 26,500 円であるのに対し、認可保育所では 24,000 円とこの区分のみ家庭保育所・保育ルームよりも認可保育所の方が保育料が低くなっている。

一方で、階層区分 D7(734,000 円以上)をみると、家庭保育所・保育ルームの保育料は 40,000 円であるのに対し、認可保育所は 88,400 円と 2 倍以上の乖離が生じている。

家庭保育所・保育ルーム事業における児童平均一人当たり事業費は平成 22 年度で 1,049 千円となっており、公立保育所の 1,564 千円と比べると約 7 割程度である。なお、保育サービスの水準については、給食の提供がないことは保育料の設定に配慮する必要があると思われるが、低年齢児であるため施設の違いはそれほど保育サービスに直結しないと思われる。こうした状況に鑑みれば、家庭保育所・保育ルームと認可保育所の保育料の差が著しい階層区分については、保育料の見直しを検討すべきである。

(健康福祉局 こども部)

(講じた措置)

【健康福祉局 こども部】

家庭保育所・保育ルームの保育料については、包括外部監査の指摘を踏まえ、階層区分の構成を認可保育所に合わせ、認可保育所よりも保育料が高くなることのないよう改善を図りました。

また、保育料の差については、児童一人当たりの事業費が認可保育所に比べて安価であり、給食提供がないなど保育サービスの違いを考慮する必要がありますが、保育料の差の大きかった最高階層の徴収額については、40,000 円から 49,400 円に改定し、適正化を図りました。

8 (意見)

報告書 6 4 頁

【1】(2)6 . 保育料の減免については要綱にそった対応を行うべき

保育料の減免は、「保育所運営費負担金階層区分の認定変更取扱要綱」に基づき、階層区分の認定変更がなされる。

第 2 条第 1 項第 2 号の世帯の今年の収入が前年の収入と比べて 60%以下になると推定される場合に該当するサンプルとして下記 3 件を抽出し、減免申請書及び階層区分の認定手続きを確認した。

平成22年度減免者リスト(サンプル対象)

(単位：円)

対象者	減免前保育料		減免後保育料		減免月数	減免額
	階層区分	金額	階層区分	金額		
あ	D4	33,800	B*	0	12ヶ月	405,600
い	D8	44,200	B	2,200	12ヶ月	504,000
う	D6	37,300	B	3,000	11ヶ月	377,300

いの対象者については、一時所得が前年に発生しており、今年の収入が60%以下となるため、減免の対象とされている。

あ及びうの対象者については、会社都合による失業により、世帯の今年の収入が前年の60%以下となるため減免の対象とされており、それぞれ12ヶ月及び11ヶ月継続して減免されている。

要綱第4条第4項第1号において、階層区分の認定変更で、「変更する期間は、当該事由の発生した日の属する月の翌月（当該事由が発生した日が当該年度の始まる前の場合は、4月とする。）とし、当該期間内に当該事由が消滅したと認められる場合は、その翌月から元の階層に更正する。」とされている。

ここで、「当該事由が消滅したと認められる場合」とは、西宮市によると、「休職期間に再就職をし、失業前の収入並みに回復した場合」とのことである。実際には失業前の収入並みに回復するケースはほとんどなく、翌年度の保育料が決定されるまで減免が継続されることになる。

本来、保育料は前年度の所得に基づき決定されるものであり、自己都合による退職や育児休業の取得等によって当年度の所得が減少しても減免とはならず、翌年度の保育料の算定に反映されるしくみである。予期せぬ所得の減少という事情は考慮すべきであるが、減免を1年近く継続することは、他の利用者との公平性の観点からは望ましくない。

求職期間が3ヶ月以上継続している場合は、保育に欠けるという要件は満たされないため、減免期間は例えば3ヶ月以内と期間を限定すべきである。

3ヶ月以内に再就職や開業したとしても元の階層に更正することが個々の事情に配慮し望ましくないのであれば、要綱を見直し、実情に即した保育料の負担を求めることができるよう、検討することが望まれる。

(健康福祉局 こども部)

(講じた措置)

【健康福祉局 こども部】

保育料の階層区分変更については、失業から3か月以内の就労を原則としているため、認定期間を再就職から収入が安定するまでの6か月間とするよう、運用の見直しを行いました。

【1】(2)7. 保育所長による納付指導等により未納の減少に努めるべき

保育所の保育料の未納については、平成 22 年度の包括外部監査においても取り上げられているが、平成 22 年度における収入未済額は 233,403 千円である。

保育料の滞納を理由に退所等をさせることはできないという国の指導があるため、保育サービスを受けながら保育料を支払わない家庭が存在することとなり、保育料を支払っている家庭との不均衡が生じる。また、西宮市が負担することとされている義務負担分に加え、国の徴収基準による保育料との差額は西宮市の負担となるが、さらに未納分についても西宮市が財政負担をしていることになる。

一方、幼稚園保育料は滞納が生じた場合には、毎月納付書を送付して督促するほか、3 ヶ月以上の滞納者については、園長との面談を通じて納付計画を立てるよう指導を行っている。幼稚園保育料では、滞納はほとんど生じておらず、保育所の保育料と比べると、毎月の納付金額が比較的小さいことも理由の一つと言えるが、滞納が発生しにくい理由として園長が直接納付交渉にあたっていることが考えられる。

保育所の保育料についても、公立保育所の所長による納付指導を実施することが望ましい。また、平成 17 年 4 月 1 日以降は、保育料の収納事務については、私人へ委託することが認められており、民間保育所についても保育所長への委託が有効であると考えられる。

(健康福祉局 こども部)

(講じた措置)

【健康福祉局 こども部】

保育料の収納事務については、米飯給食費保護者負担金の未納分を保育所長が徴収しており、平成 23 年度から保育料の未納分についても、徴収職員が保育所で所長立会いのもと納付指導を行うなど、収納事務の連携に努めております。

また、収納事務の私人委託については、子ども・子育て新システムの動向を見ながら、研究していきたいと考えております。

【1】(2)8. 家庭保育所・保育ルームの収支報告書において、運営実績を把握するためにはすべての収支を記載するよう指導すべき

西宮市は平成 22 年度の家庭保育所・保育ルームの実績報告書を、月次で入手している。月次の実績報告書の運営助成収入を 12 ヶ月合計した金額と、「平成 22 年度補助金等交付決定変更通知書」の金額の整合性を確認したところ、すべて数千円単位で不一致となっ

ていた。これは、賠償責任保険を控除した金額を運営助成収入として報告する施設が記載しているためであるが、賠償責任保険代は別途費用として計上し、運営助成収入の年間合計金額を「平成 22 年度補助金等交付決定変更通知書」と一致させるよう西宮市が各施設に指導すべきである。

また、施設整備の費用として、「市長が特に必要と認めた場合は、施設整備に要する費用の 2 分の 1 を上限として予算の範囲内で助成することができる。」とされているが、実績報告書に含められている場合と含まれていない場合があった。施設整備の費用の記載がある場合であっても、施設整備補助金の額が収入として記載されていないため、施設が全額負担したかのような誤解を与えるものがあった。このほか、施設で独自に徴収する給食代や延長保育料については、収入は記載されていないが、調理員の経費や保育補助者等経費については、支出に含まれている。

施設の運営の実態を明らかにするため、すべての収支について報告書上記載するよう西宮市が各施設に指導すべきである。

(健康福祉局 こども部)

(講じた措置)

【健康福祉局 こども部】

家庭保育所及び保育ルームの月次の実績報告書については、市が助成した児童賠償責任保険及び施設整備費の記入が漏れているもの、独自事業の収支の記載が統一されていないものがありましたので、今後、提出書類の内容確認を徹底するとともに、補助金の収支の記載漏れを防止し、独自事業の収支を含めた運営状況が適切に把握できるよう、実績報告書の書式を見直し、改善を図りました。

第2 幼稚園関連事業

11 (意見)

報告書79頁

【2】(2)1. 公立幼稚園の空き教室を、保育所の待機児童の受入施設などに活用することが望ましい

今回、現地視察を行った浜脇幼稚園の認可定員に対する充足率は39%と低く、空き教室が数部屋見受けられた。そこで、公立幼稚園の空き教室の状況について確認したところ、以下の状況であり、21園のうち、6園で活用可能な空き教室が生じていた。

公立幼稚園の空き室の考え方

各園4歳児1学級、5歳児2学級の計3室を確保する。
臨時的措置や保育所供用等の部屋を除き、各園に図書室等の1部屋を確保する。
各園における残りの部屋を「活用可能な空き室数」とする。

【短期的な活用可能な空き教室の状況】(平成23年4月時点)

幼稚園名	保育室数						活用可能な 空き教室
		4歳児	5歳児	臨時措置	保育所供用 教員室	図書室等	
浜脇	10	1	2	-	1	1	5
上ヶ原	5	1	2	-	-	1	1
門戸	5	1	2	-	-	1	1
浜甲子園	7	1	2	-	1	1	2
小松	6	1	2	-	-	1	2
山口	5	1	2	-	-	1	1
計	38	6	12	-	2	6	12

上記はあくまでも短期的な活用という観点から西宮市が整理したものである。将来的な公立幼稚園のあり方に基づく施設の活用については別途検討を行うこととされている。

現状では、浜脇幼稚園で5室、その他の園でもいくつか空き教室が出ており、今後も空き教室が生じることが見込まれる。西宮市全体では、幼稚園には余裕があるものの、保育所は不足しており、保育スペースの確保が急がれている。西宮市では、小学校の空き教室などを利用して、保育ルーム(主に2ヶ月から3歳児までの児童を、保育士または看護師資格を持つ保育者が自宅や賃貸物件等で児童を預かる施設で、西宮市が認定したもの)の開設等も進められているが、幼稚園施設は保育所の利用者と年齢的にも近い年齢の児童が利用する施設であり、保育スペースとしての活用が他施設と比べて容易である。

西宮市幼児期の教育・保育審議会においても、公立幼稚園の空き教室の活用については、保育ルームや保育所分園等を設置することが提案されており、平成24年4月には、

小松幼稚園内の空き教室を利用して保育ルームの開設が予定されている。

引き続き公立幼稚園の空き教室については、保育スペースの一部として活用することなどを積極的に検討することが望まれる。

(教育委員会)

(講じた措置)

【教育委員会】

本市の喫緊の課題である待機児童の解消に向け、教育委員会としては、これまでに平木小学校や小松幼稚園の余裕教室(保育室)を保育ルームとして提供してきました。

今後とも、積極的に検討を行い、具体的な運用方法等について幼稚園現場や保護者などの理解も得たうえで、余裕保育室の活用を図ってまいります。

12 (意見)

報告書 80 頁

【2】(2)2. 引き続き公立幼稚園の統廃合を検討すべき

市内の幼稚園全体の充足率は平成 22 年度では 80% であり、地域的偏在はあるものの、やや施設が多い状況にあり、すでに空き教室が生じている幼稚園もでてきている。西宮市の将来予測によれば、今後も就学前児童の減少が予測されている。また、女性の社会進出が進む中では、保育時間が短い幼稚園よりも、長時間の保育が可能な保育所の需要は増加する傾向にあり、西宮市全体では幼稚園が過剰となることが見込まれる。

短期的な幼稚園の空き教室の活用方法としては、上述したとおりであるが、長期的な視点で見れば、公立幼稚園の統廃合は避けられない状況にあると考える。西宮市でも「西宮市立幼稚園教育振興プラン(素案)平成 21 年 8 月 10 日」の中で、平成 25 年度を目処に順次 6 園を廃止する統廃合の計画を検討していたが、このプランについてのパブリックコメントが約 2 万 3 千件(注)にも及んだことなどから、再度見直しがなされている。

公立幼稚園の統廃合についての意見には、賛成・反対それぞれの意見があり、地域によっても状況が異なることから、実現は容易なことではないが、引き続き長期的な視点に立ち、計画的に公立幼稚園の統廃合を進めていくことが必要である。

(注) コメントの件数は公立幼稚園の統廃合にかかるもののみの件数でなく、これ以外の項目に関するものも含まれている。

(教育委員会)

(講じた措置)

【教育委員会】

公立幼稚園の統廃合については、西宮市幼児期の教育・保育審議会の中間答申において、市内全域を13のブロックに分けた上で、当面、ブロックごとに原則1カ所の配置を考えていくとの方向性が示されております。

教育委員会としましては、この方向性を踏まえ、地域内に複数の公立幼稚園がある場合、毎年抽選となる幼稚園がある一方で、継続して定員割れを起こしている幼稚園については、園児募集を停止し、休級・休園することとしました。市全体の教育・保育の観点から、閉園や施設のあり方を見直して活用することなどを検討してまいります。

13 (意見)

報告書 80 頁

【2】(2)3. 公立幼稚園の事業費の縮減に努めるべき

公立幼稚園では私立幼稚園に比して、多額の公費が投入されている。

平成22年度における公立・私立幼稚園それぞれの園児一人当たりの公費投入額の比較は、下表に示すとおりである。私立幼稚園の園児一人当たりの公費投入額は235千円(一部、監査人の試算数値を含む。計算方法は次項を参照)であるのに対し、公立幼稚園の園児一人当たり公費投入額は574千円、私立幼稚園の約2.4倍である。

【公立幼稚園と私立幼稚園の園児への公費投入額の比較】(平成22年度)

(単位:千円)

	園児数	事業名	事業費	園児一人当たり事業費
公立幼稚園	1,612人	公立幼稚園管理運営経費のうち一般財源	925,353	574
私立幼稚園	7,886人	私立幼稚園就園奨励助成事業	509,485	65
		私立幼稚園教育振興補助事業	43,895	6
		県からの運営補助金	-	164
		私立幼稚園計		235

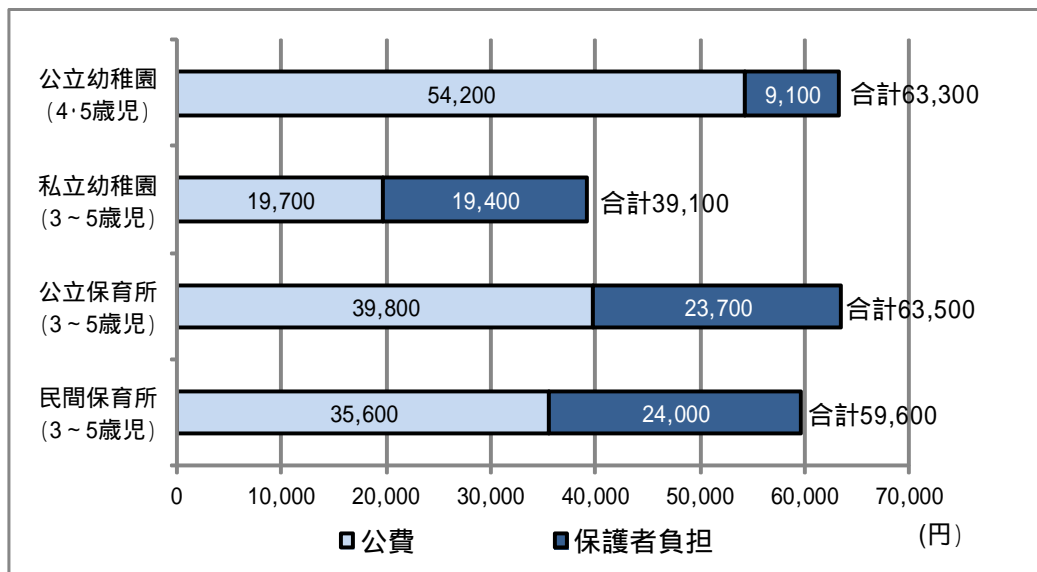
私立幼稚園に対しては、県からの運営補助金が交付されており、平成20年度決算では約1,360百万円であった(西宮市幼児期の教育・保育審議会[資料集]より)。

平成22年度における県からの運営補助金の実績の把握が困難であるため、簡便的に平成20年度の交付額を、平成20年度の園児数8,252人で除して、平成22年度の園児一人当たりの事業費を試算した。

また、平成21年度の数値になるが、西宮市が幼稚園と保育所の園児一人当たり月額保護者負担と公費投入状況をまとめており、その結果は次のとおりである。

【幼稚園と保育所の園児一人当たり保護者負担と公費投入の比較(月額)】

(平成21年度決算)



公費には国・県・市の負担額を含めている。

民間保育所の保護者負担額には諸費(延長保育等)を含んでいない。

私立幼稚園は預かり保育分を含む。

(出所:第4回 西宮市幼児期の教育・保育審議会[資料集]をもとに加工)

園児一人当たりの事業費をみると、公立幼稚園は63,300円、私立幼稚園は39,100円と、公立幼稚園では私立幼稚園に比べて1.6倍のコストがかかっている。幼稚園よりも保育時間の長い保育所との比較においても、公立保育所とほぼ同水準、民間保育所よりも高い水準である。なお、園児一人当たりの事業費は、公立・私立幼稚園で違いはあるが、保護者による満足度調査の結果では、保育の内容や保育者の対応、人員配置などについて、公立と私立の間に大きな差異はない。

次に、園児一人当たりの公費投入額(市と県の負担の合計)は、公立幼稚園が54,200円であるのに対し、私立幼稚園は19,700円となっており、公立幼稚園の園児に対しては、私立幼稚園の2.8倍の公費が投じられている。また、公立・民間保育所と比べても、公立幼稚園への公費投入額は大きく、こうした現状に鑑みれば、公立幼稚園と私立幼稚園に通う園児間、また、保育所に通う児童との間で公費投入額について格差が生じている。

公立幼稚園の園児一人当たりの事業費が大きくなる理由や、公費投入額が大きくなる理由としては、次の原因が考えられる。

公立幼稚園は私立幼稚園と比べて園児数が少ない園が多く、園児一人当たりの事業費や公費投入額を算定すると、幼稚園の規模にかかわらず発生するような

コストが大きくなる（例えば、園長や養護教諭は規模に関わらず1名は必要である）。なお、これについては、公立幼稚園と私立幼稚園の公私共存の中で、公立幼稚園について園児の受入について一定の制限を行っていることも影響している。

事業費の大部分は人件費で占められている。公立幼稚園の職員は比較的年齢の高い職員の割合が多いことなども影響し、一般的に公立幼稚園の教職員の給与水準は私立幼稚園よりも高い傾向にある。

公立幼稚園においては、事業費に占める保護者負担額が小さい。

つまり、事業費や公費投入額に着目して、より効率的かつ経済的に幼稚園を運営する点を考えると、幼稚園の規模は大きい方が良く、公立で幼稚園を運営するよりも、民間に幼稚園の運営を担わせることが望ましい。

地域との交流や小学校との連携などの視点から公立幼稚園の役割を否定するものではないが、公立幼稚園と私立幼稚園、幼稚園と保育所に通う児童（とその保護者）の間の公費投入額の格差の是正や、経済性や効率性の視点からは、公立幼稚園事業費の支出に見合った成果をあげることが求められるとともに、人員の配置方法の見直しなどにより、事業費を縮減していくことが求められている。なお、前述したような、幼稚園の統廃合は、経済性や効率性の視点からは有用な方策である。

（教育委員会）

（講じた措置）

【教育委員会】

公立幼稚園と私立幼稚園、幼稚園と保育所に通う児童（とその保護者）の間の公費投入額の格差是正については、西宮市幼児期の教育・保育審議会において、審議していたところであり、今後の審議会での方向性を踏まえ、検討してまいります。

14（意見）

報告書83頁

【2】(2)4. 公立幼稚園の保育料の見直しを検討すべき

前述のとおり、公立幼稚園への公費投入額は、私立幼稚園や保育所と比べて大きくなっている一方で、保護者負担の金額（月額）は私立幼稚園の19,400円、公立保育所の23,700円、民間保育所の24,000円と比較しても、9,100円と最も少ない（いずれも平成21年度決算に基づく数値）。

私立幼稚園や保育所と比べた場合、保育内容等に違いがある点で保護者負担に差が出

てくるのは当然のことであるが、公立幼稚園の管理運営については、私立幼稚園や保育所と比べても多額の公費が投じられている。

西宮市としては、引き続き公立幼稚園の運営を続けていく方針であるから、民間とのサービス内容の差異も勘案した上で、保護者間の公平性や西宮市の財政負担の観点から、値上げも含めた保育料の見直しを検討する余地があるのではないかと。

(教育委員会)

(講じた措置)

【教育委員会】

保護者負担の格差是正および公費投入のあり方について、西宮市幼児期の教育・保育審議会へ諮問を行い、審議していただいているところであり、審議会での方向性を踏まえ、今後検討してまいります。

15 (意見)

報告書 83頁

【2】(2)5. 公立幼稚園の人員構成について

公立幼稚園の職員の年齢別の人員構成をみると、次の園長候補となる41～50歳の年齢層の人員は少なく、一番若い世代の21～30歳の職員は正規職員が少なく臨時職員の割合が多い状況にある。

【公立幼稚園職員の年齢構成】

	21～30歳	31～40歳	41～50歳	51～60歳	61歳～	合計
正規職員 - 教育職	6人	37人	6人	29人	1人	79人
正規職員 - 労務職	0人	4人	8人	5人	2人	19人
臨時職員 - 教育職	24人	10人	2人	0人	0人	36人
臨時職員 - 労務職	0人	0人	0人	1人	0人	1人
計	30人	51人	16人	35人	3人	135人

正規職員には再任用を含む

	21～30歳	31～40歳	41～50歳	51～60歳	61歳～	合計
正規職員(再任用含む)	4.4%	30.4%	10.4%	25.2%	2.2%	72.6%
臨時職員	17.8%	7.4%	1.5%	0.7%	0.0%	27.4%
計	22.2%	37.8%	11.9%	25.9%	2.2%	100.0%

子どもの社会性を育てるという意味で、職員の年齢構成は重要である。今後、公立幼稚園の統廃合等も考慮に入れ、長期的な視点で年齢構成のバランスが取れた職員構成となるよう採用を行っていく必要がある。

なお、教育職の職務研修については、正規職員については各年次に応じた研修等が行われているが、臨時職員については法的に定められた研修はない。ただし、教育職の研

修はこのほかにも、正規・臨時を問わずに参加できる専門研修も設けられているため、臨時職員もこうした研修に積極的に参加し、保育の質が正規職員と比べても劣ることのないよう、研修体制を充実させることが望まれる。

(教育委員会)

(講じた措置)

【教育委員会】

現在、西宮市幼児期の教育・保育審議会において、幼稚園の適正な配置等について審議していただいているところです。今後の審議会での方向性を踏まえ、採用についても継続して検討してまいります。

また、本年度、幼稚園職員の3分の1を占める臨時職員全員に対して、初任者研修又は5年次研修のいずれかの受講を課しています。また、専門研修については約半数の臨時職員が自主的に参加しています。今後も積極的に参加でき、職員としての質が高められるよう研修内容の充実と体制づくりを検討してまいります。

第3 子育て総合センター・児童館関連事業

16 (意見)

報告書 91頁

【3】(2)1. 児童館の運営主体のあり方について 将来的には指定管理者制度の導入範囲を拡大すべき

市内に児童館は9箇所あるが、市の所有である児童館8箇所のうち6箇所は市の直営、開設年次の新しい2箇所は指定管理者制度を導入している。また、現在、指定管理者制度を導入している2箇所について、指定管理者の選定は非公募によっている。

現状では、直営の児童館と指定管理者制度を導入している児童館が並存しているが、西宮市では児童館を利用した子育て広場などの新たな子育て支援事業を拡充している最中であり、こうした事業を的確かつ適時に実施するためには、「直営」の形が進めやすいとしている。

また、児童館・児童センターのあり方については、平成20年7月の西宮市社会福祉審議会の児童福祉専門分科会において、「すべて直営」「すべて指定管理」「現状を継続」の3案で検討が行われている。当該審議会の中で、児童館の指定管理者でもある西宮市社会福祉事業団については、これまで独自で様々なイベントを企画するほか、地域ボランティアの協力も得て団体の特性を活かした取組も行うなどし、来館者も多く好評を得ており、評価できる運営内容であるとして、今後3年間は現状のままモニタリングするとの結論を得ていた。その後、現段階では児童館の評価手法が定まっていないことや、児童館において不登校児童や家庭内虐待、発達障害など支援が必要なケースを早期に把握し、関係機関につないでいくというコーディネート機能を公的責任の中で充実していくことが必要であるとして、平成23年6月にはモニタリング期間をさらに2年延長したところである。

まず、施設の管理運営の方法として、直営とするか、指定管理者制度を導入するかについてであるが、現在進められているような新たな事業を導入するような場合には、現行の直営による管理運営方法が進めやすい状況にある点は理解できるが、今後、こうした取組が安定的なものとなった段階では、必ずしも直営による方法が望ましいとは限らない。西宮市の指定管理者制度運用指針の中では、制度趣旨に基づき指定管理者制度の導入を積極的に検討するとしている。すでに一部について指定管理者制度が導入されており、制度の導入が困難な施設ではないのであるから、今後、児童館の実施する事業の評価を行い、果たすべき機能を明確にした上で一定の時期が来れば指定管理者制度の導入範囲を拡大すべきである。

(健康福祉局 こども部)

【3】(2)1. 児童館の運営主体のあり方について 指定管理者の選定方法については、公募によることを検討すべき

指定管理者制度を導入した場合の指定管理者の選定方法として、公募による場合と非公募による場合がある。児童館の管理運営については一定の専門性等が必要とされるものの、必ずしもほかの民間事業者や非営利団体等によって実施が不可能な事業ではなく、実際に児童館の指定管理者を公募により選定している団体もある。より効果的かつ効率的に施設の管理運営を実施するためには、指定管理者の選定方法として、非公募とするのではなく、意欲のある団体を広く募る公募によることが望ましいと考える。

(健康福祉局 こども部)

(16, 17の意見に対して講じた措置)

【健康福祉局 こども部】

児童館の運営主体については、国から示された「児童館ガイドライン」を受け、平成24年度に、児童館で行う事業等の評価を行うとともに、従来の放課後の児童の居場所だけでなく、職員の専門性を活かし、子育て家庭の支援や児童虐待防止の対応など児童館の活動が地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を考えていきます。

その内容や公的役割も踏まえたうえで、直営と指定管理 指定管理の場合、公募か非公募か、などの運営主体のあり方について検討し、H24年度中に方向性を出す予定で改善を図ってまいります。

【3】(2)2. 常設児童館のあり方を見直すべき 小学生を中心とした健全な遊び場の提供については、「放課後子ども教室」との連携を図るべき

小学生を中心とした、健全な遊び場の提供については、教育委員会における「放課後子ども教室」において類似の事業が進められている。「放課後子ども教室」は、社会教育施設や学校施設を活用して、子どもたちの居場所を整備するとともに、地域の教育力等を生かして様々な体験活動や地域住民との交流等を図る事業である。

平成22年度は瓦木地区のみで実施されていたが、平成23年度からは、瓦木地区を「滞在型」として継続実施するとともに、地域で実施されている子どもの居場所となる年間開催回数100日未満の事業を「事業型」とし、27地区で実施されている。今後も「放課後子ども教室」の取組を支援するとされている。

従来、児童館が担ってきた健全な遊び場の提供については、「放課後子ども教室」の充実等を図ることで、これまで児童館が果たしてきた機能の一部を担うことが可能であり、

利用機会の公平性を高めることができると考える。また、それぞれの事業を別々に実施する場合と比べ、事業費を縮減することができる。小学生を中心とした健全な遊び場の提供については、「放課後子ども教室」との連携を図り、児童館としての事業のあり方の見直しを再検討すべきである。

(健康福祉局 こども部)

(講じた措置)

【健康福祉局 こども部】

「小学生を中心とした健全な遊び場の提供については、「放課後子ども教室」との連携を図るべき」につきましては、平成23年度は平木地区において、児童館と共催で「放課後子ども教室」を実施しました。また、安井地区においては、「放課後子ども教室」に携わる地域の方々と移動児童館で、子ども達が集う広場を開催し、両地区とも好評をいただきました。

なお平成24年度は、すでに5地区(安井、鳴尾東、段上西、高須、生瀬)で「放課後子ども教室」と共催が決定しており、うち1地区は児童センター(高須)を会場に継続的に実施されております。その他の地区とも「放課後子ども教室」との連携について、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

19 (意見)

報告書93頁

【3】(2)2. 常設児童館のあり方を見直すべき 児童館が担っている在家庭への子育て支援については、他の公的施設の活用を進めるべき

次に、主に在家庭への子育て支援については、その必要性が高いものであるが、児童館のみならず、他の公的施設でも実施ができない事業ではない。

利用者の利用機会の公平性を確保する点を考慮すれば、例えば市内には公民館や地区市民館、共同利用施設などの施設がある。

【市内の公民館等の状況】

施設区分	施設数	設置状況
公民館	24 館	公民館は、社会教育法を設置根拠として、学習や文化活動、地域活動の拠点施設として、概ね1中学校区に1館が設置されている。
市民館	22 館	市民館は、西宮市地区市民館条例を根拠として設置され、地域住民の集会、親睦、娯楽の場として、1中学校区に1館設置されている。

共同利用施設	10 館	共同利用施設は、公共用飛行場周辺において、航空機騒音により阻害されている周辺地域（現在は航空機の騒音対策の区域外となっている）の住民の学習、集会、休養、保育の場を提供するために設置されている。
--------	------	--

施設の種類ごとに設置目的や根拠法令は異なるが、どの施設も貸館施設を有しており、会議室、集会室、和室、保育室等を備えている。

現状、既に施設はそれぞれの目的に照らして利用されている中で、空きがあれば子育て支援事業に利用するという形では、その目的を果たすことは難しい面がある。しかし、当初から所管課の枠組みを越えて、公民館や市民館を子育て支援目的として、利用状況を勘案しながら活用することを検討すれば、公民館など他の公的施設をこれまで以上に子育て支援の場として活用することも不可能なことではない。

より、利用者の利用機会の公平性を高めることに配慮して、他の公的施設を活用することを検討すべきである。また、すでに児童館では地域交流事業を実施し、地域住民との交流を深める取組を実施しているが、公民館などに児童や親子が集うことで、よりこうした機会を増やすことができるものとする。

（健康福祉局 こども部）

（講じた措置）

【健康福祉局 こども部】

児童館がない空白地域については、これまで、移動児童館が、南甲子園公民館、西宮浜公民館、越木岩公民館、高木公民館で、事業を展開してきましたが、平成 24 年度からは、学文公民館でも事業を開設いたしました。今後も引き続き他の公的施設の活用も検討してまいります。

第4 留守家庭児童育成センター事業

20 (結果)

報告書101頁

【4】(2)1. 常勤指導員の配置に関する要綱を遵守すべき

神戸YMCAは指定管理者として浜脇育成センター及び用海育成センターの管理運営を行っている。前述の「育成センターに係る収支状況等」に記載しているとおり、神戸YMCAが当該2育成センターに配置している指導員は常勤・非常勤ともに10名となっている。これを当該2育成センターに在籍する児童数との関係で見ると、常勤指導員一人当たりの児童数は21.8人、非常勤指導員一人当たりの児童数は43.6人となり、西宮市社会福祉協議会と比較すると常勤指導員の配置が少ないことが分かる(西宮市社会福祉協議会についてみると、常勤指導員一人当たりの在籍児童数は非公募が18.5人、公募が18.2人である)。

西宮市によると、神戸YMCAは常勤指導員の配置を少なくする一方で非常勤指導員を手厚く配置することにより、児童にきめ細かく対応する方針を採用しているとのことであった(常勤指導員と非常勤指導員を合わせた指導員一人当たりの在籍児童数をみると、神戸YMCAの10.9人に対し、西宮市社会福祉協議会非公募が12.7人、公募が12.8人となっている)。

しかしながら、西宮市留守家庭児童育成センターの設置運営に関する事務取扱要綱第14条第1項によると、定員40人の育成センターには常勤指導員を2名、定員60名の育成センターには常勤指導員を3名配置することとされている(ただし、定員60名の育成センターであっても利用児童が45人未満の場合は常勤指導員2名)。これを神戸YMCAが管理運営する2育成センターにあてはめると13名の常勤指導員の配置が必要であり、事務取扱要綱と乖離が生じていた。

運営主体の経営方針などにより配置人数に差異が生じることは必ずしも否定されるべきものではないが、最低限市が作成している要綱に準拠した配置を行わせるべきである。なお、西宮市から神戸YMCAに指導を行い、平成23年度からは13名の常勤指導員が配置されているとのことである。

(健康福祉局 こども部)

(講じた措置)

【健康福祉局 こども部】

常勤指導員の配置については、神戸YMCAが指定管理者として管理運営を行っている浜脇育成センター及び用海育成センターにおいて、指導員数が要綱と乖離していた状態でしたが、本市から指導を行った結果、平成23年度より要綱に定められた13名の常勤指導員が配置されております。平成24年度においても13名の常勤指導員が配置されてお

り、事務取扱要綱との乖離は改善されております。

2 1 (意見)

報告書 1 0 2 頁

【4】(2)2. 滞納育成料の回収管理を徹底すべき

「(1)3. 事業内容」に記載したとおり、育成センターの育成料は児童一人当たり月額 8,200 円であり、延長に係る追加料金は月額 3,000 円である(月中で利用を中止しても日割計算による精算は行われない)。平成 23 年 3 月 31 日現在の育成料滞納状況は以下のとおりである。

【育成センター育成料の滞納状況】

(単位:千円)

年度区分	滞納額	滞納者数(世帯)	1世帯当たり滞納額
平成18年度分	993	56	
平成19年度分	1,530	75	
平成20年度分	1,509	82	
平成21年度分	2,871	123	
平成22年度分	2,809	128	
計	9,712	464	21

単純に算出した一世帯当たり滞納額は 21 千円であり、もっとも高額の場合で滞納額は 98 千円である。西宮市によると、徴収体制が不十分であったことなどの理由から納付指導・滞納対策が十分に行われていなかったとのことである。

利用者の公平性を確保するためにも、今後は納付指導・滞納対策を徹底する必要がある。なお、必要があれば仕様書を改訂するなどしたうえで、指定管理者が各センターに配置している施設管理者の協力を仰ぐことも検討すべきである。

(健康福祉局 こども部)

(講じた措置)

【健康福祉局 こども部】

平成 22 年度以前より 3 月の利用更新時に育成料の未納がある世帯は未納分の一括支払いが無ければ更新出来ないようにするなどの対策をとっておりましたが、平成 23 年度から現年度の催告書を年 4 回発送し、収納率向上を目指した改善を図りました。平成 23 年度決算における現年度の滞納繰越は 1,630 千円であり、昨年度と比べ 40%以上の縮減となっております。

今後も一層の収納率向上に努めてまいります。

【4】(2)3. 留守家庭児童育成センターにおける環境を改善すべき

育成センターは就労や疾病等を原因として保護者等による適切な育成が困難な小学校低学年の児童に対し、指導員が親代わりとなって「生活の場」を与えるものである。このような施設の設置目的からすれば、可能な限り「生活の場」にふさわしい環境を整備する必要がある。

厚生労働省が策定している「放課後児童クラブガイドラインについて」によると、「子どもが生活するスペースについては児童一人当たり概ね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい」とされている。この点について西宮市の現状をみると、40箇所ある育成センターのうち平成22年5月1日時点で27のセンターがこれに満たない状態にある。特に最大受入人数を受け入れている瓦林育成センター、高木育成センター、上ヶ原育成センター及び甲陽園育成センターの4箇所については児童一人当たりの育成室面積が1.1㎡を下回る状態となっている。いかに小学校低学年といえども、これでは十分な広さがあるとは言い難い。指定管理者として育成センター38施設の管理運営を行う西宮市社会福祉協議会が平成23年3月に実施した利用者調査においても、「部屋の広さ」に対する改善要望が最も多かったとのことである。

西宮市によると「待機児童の解消を優先課題としており、待機児童が見込まれるセンターについて計画的に施設整備を行えるよう取り組んでいる」とのことである。確かに待機児童の解消は重要な課題であるが、必ずしも良好とは言い切れない環境の改善についても早急に取り組むべきである（環境改善のために施設数を増やすにあたっては、運営主体や開設場所の多様化を検討する必要がある。なお、上記4箇所のうち2箇所については、センターの増設により、改善される見込みとのことである）。

(健康福祉局 こども部)

(講じた措置)

【健康福祉局 こども部】

本市では待機児童の解消を優先課題としていることから、申込数が多いセンターにつきましては、定員を超えて弾力運用による受入れを行っております。そのようなセンターにつきましては、児童一人あたりの面積が狭い状況であり、育成センターにおける環境改善の必要性は認識しております。また、弾力運用による受入れ人数を超えて待機児童が発生するセンターにつきましては、新たな施設整備や学校の施設を借用するなどして対応しております。

現状では、厚生労働省のガイドラインにある児童一人当たり面積を確保しようとなると、施設整備が必要となるセンターが多数となることから、整備費用や用地確保の点からも早急な解決は困難であると考えております。現在行っている待機、老朽化対策とし

での施設整備の際には、ガイドラインの一人当たり面積の確保に努めており、今後も環境の改善を図ってまいります。

23（意見）

報告書103頁

【4】(2)4．留守家庭児童育成センターにおける指定管理者の公募対象施設の範囲を引き続き拡大すべき

「(1)2．施設概要」にも記載したとおり、育成センターの管理運営は指定管理者が行うこととされている（西宮市留守家庭児童育成センター条例第11条）。ここで、市内に40箇所あるすべての育成センターに指定管理者が選定されているものの、包括外部監査開始時点で公募によって指定管理者が選定されたのは8施設にとどまっている（その後、平成23年8月29日に4施設の指定管理者が追加で募集されている）。

そもそも指定管理者制度の趣旨は、「民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成する」ことにある。指定管理者の選定は経済的理由のみで決定すべきものではなく、また、仮に指定管理者を公募しても適当な事業者の応募が得られない可能性もある。しかしながら、育成センターの管理運営に必要なノウハウ等は各施設で基本的に同じであると思われるため、40施設の一部についてのみ指定管理者を公募し、残りの施設について指定管理者を公募しないのであれば、それなりの理由が必要である。

多くの施設が非公募となっている理由としては、指定管理者制度導入前から育成センターの管理を受託していた西宮市社会福祉協議会が雇用している指導員の雇用問題に配慮しているとのことであった（2年毎に4施設ずつ公募対象施設を拡大している）。確かに、地域独自で立ち上げた学童保育所の管理運営を市の方針として社会福祉協議会に集約し、これまで委託してきた経緯からすれば、社会福祉協議会指導員の雇用継続に一定の配慮を行う必要性も否定できない。ただし、そもそも指定管理者制度を導入した趣旨に鑑みると、指定管理者の選定はあくまでも公募が原則であるため、引き続き公募対象とする施設の範囲を順次拡大していくべきである。

（健康福祉局 こども部）

（講じた措置）

【健康福祉局 こども部】

現在非公募で社会福祉協議会が運営しているセンターにつきましては、2年毎に4施設ずつ公募対象施設を拡大しており、今後も順次指定管理者を公募する方針です。公募を行うことで、複数の事業者が留守家庭児童育成センターを運営し、それぞれの事業者が一定以上の保育水準を保持したうえで、事業者独自のノウハウを活用し、効率的な運

営や利用者ニーズに対応した、きめ細やかな質の高いサービスを提供すること、また事業者が他の事業者の良いところを取り入れることによって、本市の留守家庭児童育成センター全体の保育サービスの向上につながっております。

今後、引き続き指定管理者の公募対象施設の範囲を拡大してまいります。

【4】(2)5 . 放課後児童健全育成事業の実施主体を多様化すべき

市内に 40 箇所ある育成センターのうち、複数の施設を有しているセンターが 16 施設ある。これらは、育成センターへの入所を希望する児童の増加に対応すべく、西宮市が施設の増設を重ねた結果によるものである。

【育成センターの施設数(平成22年4月1日現在)】

No.	名称	施設数	No.	名称	施設数	No.	名称	施設数	No.	名称	施設数
1	鳴尾東	1	11	南甲子園	2	21	甲陽園	1	31	広田	2
2	甲子園浜	2	12	安井	2	22	夙川	1	32	神原	1
3	香櫨園	2	13	北夙川	1	23	高須	2	33	瓦木	1
4	春風	2	14	樋ノ口	1	24	大社	2	34	浜脇	3
5	瓦林	1	15	鳴尾	1	25	北六甲	1	35	上ヶ原	2
6	上ヶ原南	1	16	鳴尾北	2	26	生瀬	1	36	今津	1
7	上甲子園	2	17	高木	1	27	山口	1	37	段上西	1
8	名塩	1	18	段上	1	28	東山台	1	38	深津	1
9	小松	1	19	津門	2	29	西宮浜	3	39	平木	1
10	甲東	2	20	用海	2	30	苦楽園	1	40	高須西	1

このうち、上甲子園育成センターと西宮浜育成センターについては希望者が定員に満たなかったため、平成 22 年度においてそれぞれ施設の一部が利用されていない(上甲子園育成センターについては平成 23 年度において育成センターとして利用されている。これに対し、西宮浜育成センターについては平成 23 年度も利用されておらず、平成 23 年 5 月 1 日付けで西宮市が作成した児童数推計一覧によると今後も児童数の減少が見込まれているため育成センターとしての利用は想定されない状況にある)

西宮市によると、将来的にも育成センターとしての利用が見込まれない施設については他用途への転用を検討していくとのことであった。しかしながら、健康福祉局が所管する施設への転用であれば保育ルームや児童館としての活用が想定されるが、そもそも転用を検討する小学校区は将来的な児童数の減少が見込まれるため、それらは長期的な観点からすると必ずしも合理的な転用案であるとは思われない。

現在はすべての育成センターの施設を西宮市が建設しているが(空き教室を利用している平木育成センターを除く)そもそも西宮市のいずれの地域で児童が増加するかは多分に流動的であり、そのすべてに西宮市が育成センターの増設という形で対応することが本当に望ましいのか検討の余地がある。

【学童保育の開設場所(平成22年5月1日現在)】

開設場所	箇所数	割合	備考
学校施設内	10,044	50.9%	余裕教室(5,171か所)、学校敷地内の独立専用施設(3,961か所)、校舎内の学童保育専用施設(435か所)、その他の学校施設(477か所)
児童館内	2,703	13.7%	
学童保育専用施設	1,558	7.9%	学校外にある独立専用施設
その他の公的施設	1,932	9.8%	公民館内(540か所)、公立保育園内(149か所)、公立幼稚園内(189か所)、その他の公的施設(1,054か所)
法人等の施設	1,286	6.5%	私立保育園や社会福祉法人の施設内
民家・アパート	1,301	6.6%	父母会等が借りたアパート・借家など
その他	920	4.6%	自治会集会所・寺社など
合計	19,744	100.0%	

出所:学童保育の実施状況調査結果(全国学童保育連絡協議会)

上記調査結果によれば、市町村以外の主体によって運営されている学童保育も少なくない。むろん、行政以外の主体が学童保育を運営するには補助金の交付などが必要となる。しかしながら、将来的には子どもの数が減少することが見込まれる中で、放課後児童健全育成事業を西宮市だけで実施していくことは必ずしも合理的ではない。仮に西宮市のみで待機児童の解消に対応しようとした場合には、以下のような不都合が生じることが想定される。

西宮市のみで待機児童解消に対応する場合に考えられる不都合

・小学校の敷地内に施設を増設した場合、児童が利用できる校庭が狭くなる
・小学校外に施設を建設する場合、用地の確保が容易ではないため時間がかかり、待機児童を機動的に解消できない
・(特に小学校の敷地内に建設した)施設が育成センターとして不要となっても他の用途への転用が容易ではない
・市が施設をもつことによるコストが発生する(維持管理、建替えなど)

西宮市においてはすべての小学校区に1つ以上の育成センターを設置しているため、最低限行政として実施すべき責務は果たしているとも考えられる。そこで吸収しきれない保護者のニーズに応えるにあたっては、上記「学童保育の運営主体」で記載しているとおり、学童保育を利用したいと考えている父母をはじめとする各種ボランティア、児童福祉に係る各種社会福祉法人や民間企業など、地域にあるさまざまな資源を有効に活用すべきである(運営主体を多様化すれば開設場所も多様化される)。なお、運営主体の多様化は、地域社会で将来世代を育成するという「子育ての社会化」の考え方にも沿うものである。

(健康福祉局 こども部)

(講じた措置)

【健康福祉局 こども部】

本市の留守家庭児童育成センターの運営については、平成18年度より公の施設として指定管理者制度を導入しており、平成20年度からは指定管理者の公募制を導入し、これまでに12のセンターで、公募により指定管理者を選定しております。

公募により、事業者が変更になったセンターでは、民間事業者のノウハウを最大限に活用し、特色のある運営を行っており、保護者からも一定の評価を得ています。また、市が実施する学童保育事業を指定管理者が運営する現在の公設民営の事業方式は、均質なサービスを提供することができ、保護者も安心して子どもを預けることができると考えております。

なお、指定管理者には施設ごとに地域団体の代表や保護者代表で構成される運営委員会の設置を義務付けており、地域の方の意見を育成センター運営に反映しております。

以上のことから、引き続き市がセンターを設置し、公募により指定管理者を選定していくことにより、実施主体の多様化を図ってまいります。

【4】(2)6．放課後児童健全育成事業の開設場所を多様化すべき

前述の「育成センター一覧」に記載しているとおり、西宮市の育成センターはそのほとんどが小学校の敷地内に独立の建屋を建設するという方式で設置されている。これは、育成センターに通う児童の安全を考慮したことによるものであるが、西宮市では今後も小学校の敷地内に育成センターを建設する予定があるとのことであった。

しかしながら、いったん建屋を建設するとそれを維持するために一定のコストが発生し、育成センターとして使用見込みがなくなった場合にも当該建屋を他の用途に転用することが容易ではない。将来的には子供の数が減少することが見込まれていることも考えると、既設の建屋がいっぱいになったからといって次の建屋を建設するのではなく、小学校の余裕教室など既存の施設を育成センターに転用することをまずは検討すべきである。

全国学童保育連絡協議会の調査結果によると、全国的には学校外にある学童保育施設も少なくない。児童の安全に最大限配慮することは当然であるが、待機児童解消の緊急性、小学校の敷地内に用地を確保できる可能性とそこから生じる不都合（児童が利用できる校庭が狭くなる、など）施設の建設維持に係るコスト、育成センターとして利用する将来的な見通しなどを総合的に勘案し、学校の内外を問わず、まずは既存の施設を育成センターとして利用することを検討すべきである。なお、開設場所の多様化にあたっては、運営主体の多様化も併せて検討することにより、それらが持つ施設の活用可能性も検討すべきである。

【学童保育の開設場所(平成22年5月1日現在)】

開設場所	箇所数	割合	備考
学校施設内	10,044	50.9%	余裕教室(5,171か所)、学校敷地内の独立専用施設(3,961か所)、校舎内の学童保育専用施設(435か所)、その他の学校施設(477か所)
児童館内	2,703	13.7%	
学童保育専用施設	1,558	7.9%	学校外にある独立専用施設
その他の公的施設	1,932	9.8%	公民館内(540か所)、公立保育園内(149か所)、公立幼稚園内(189か所)、その他の公的施設(1,054か所)
法人等の施設	1,286	6.5%	私立保育園や社会福祉法人の施設内
民家・アパート	1,301	6.6%	父母会等が借りたアパート・借家など
その他	920	4.6%	自治会集会所・寺社など
合計	19,744	100.0%	

出所:学童保育の実施状況調査結果(全国学童保育連絡協議会)

(健康福祉局 こども部)

(講じた措置)

【健康福祉局 こども部】

本市の留守家庭児童育成センターは、一部のセンターを除き、学校敷地内の独立専用施設で運用しております。これは児童の安全を第一に考えた結果であり、学校敷地内で事業を実施することにより、小学校との連携がスムーズに図られ、保護者の「安心して子どもを預けたい。」という考えにも合致しております。

現在は待機児童対策として新しく施設を建設しておりますが、施設の建設に係るコスト、育成センターとして利用する将来的な見通しなども総合的に勘案し、学校敷地内の転用可能施設の借用について、引き続き教育委員会と連携、協議してまいります。

第5 母子生活支援施設関連事業

26 (意見)

報告書 111頁

【5】(2)1. 母子生活支援施設のあり方を検討すべき

前述の「入居世帯数及び入退所者数」に記載しているとおり、母子生活支援施設の入所世帯は次第に減少している(平成22年度末時点での入所世帯は13世帯であるが、夫等の暴力を原因とした他市からの要請に基づく入所が6世帯あるため、入所世帯のうち西宮市民は7世帯となっている)。西宮市によれば、入所世帯が減少している理由は、施設の老朽化、トイレ・風呂が共同、門限がある等の規則が理由で入所を断る方が増えていることや、「寮」のような形で生活するということが、現代の世相になじまないことも原因として考えられる、とのことであった。

入所世帯が減少しても施設の維持には一定のコストがかかるため、平成 22 年度の入所世帯一世帯当たりの事業費は 4,610 千円となっており、決して少ないとはいえない公費が投入されている状況にある。

ここで、平成 22 年度末時点で母子生活支援施設に入所している世帯の入所理由をみると、すべてが「住宅事情」となっている（夫等からの暴力被害を避けるための他市受入を除く 7 世帯）。他方、市内には、市民等に賃貸し又は転貸するために市が建設、買取り又は借上げを行った市営住宅が存在している。このため、住宅に困窮している母子世帯については市営住宅で受け入れることも可能であると思われる。

現在の施設は老朽化が進んでいるため、今後も母子生活支援施設を維持するのであれば近い将来に建替え若しくは別の施設への移転が必要となる。母子生活支援施設を廃止するとしても施設の取壊しなど一時的にはコストの発生が想定されるが、当該施設の将来的な必要性なども十分考慮し、廃止を含めた施設のあり方を検討すべきである。

（健康福祉局 こども部）

（講じた措置）

【健康福祉局 こども部】

母子生活支援施設は経済的に困窮し、自力で住宅を確保できないため、児童の養育に不安を抱えた母子を入所させて、自立促進のために母子支援員及び少年指導員等が必要な指導を行い、退所された方についても相談その他の支援を行うことを目的とした施設で、監護の必要な母子の保護は児童福祉法で義務づけられています。また、近年DV被害者の増加に伴い、他市からのDV被害者も受入れ、自立に向けた支援を行っています。

DV被害者を除いた入所理由は「経済的に困窮し、自力で住宅を確保できない」となっておりますが、その背景には様々な事情があります。精神的な疾患等により子どもの養育に支援が必要な母子、家計のやりくりについて職員が共に考え支援している母子、定期的にカウンセリングなどのケアが必要な母子などが入所しております。日常生活の中で職員が様々な支援をする中で、入所中に生活基盤を整え、徐々に自立にむけた力を蓄えて退所していることから、市営住宅を確保するだけでは自立を促進できるものではないと考えております。また、DV被害者の入所に伴うセキュリティ面の確保が、現在の市営住宅の形態では困難であります。以上のことから、母子生活支援施設は安定した生活が必要である母子世帯にとって非常に重要な施設であると認識しており、施設を維持する必要があると考えております。

施設の老朽化につきましては、築 41 年が経過していること、また、耐震診断に基づく耐震補強設計の結果などを勘案した上で、現在の施設が他の公共施設との複合施設であることも鑑み、建替えあるいは大規模改修の適否について総合的に検討してまいります。

第6 母子寡婦福祉資金貸付事業

27 (意見)

報告書 114 頁

【6】(2)1. 貸付金の管理体制を強化すべき

中核市への移行に伴って兵庫県から当該事業の移管を受けるにあたり、個々の貸付金毎の償還状況に関する資料は全て引き継がれており、当該貸付金についても全件がデータベース化されている。

ただし、現行のシステムには、最終納付日や資金種別ごとに貸付金を一括抽出する機能がないため、例えば、時効の中断などの措置を講じるに際し、個々の債権の状況確認に相当の時間を要する。

事務処理の正確性や効率性を考慮すれば、システム改修により事務処理の更なる精緻化、迅速化を図り、貸付金に係る債権管理体制を強化することが望まれる。

(健康福祉局 こども部)

(講じた措置)

【健康福祉局 こども部】

現行の貸付金管理システムについては、パッケージのシステムを西宮仕様にカスタマイズしたものであります。個々の債権ごとに最終納付日などを抽出することはできますが、全資金について条件を設定して、該当のものを一括抽出する機能はありません。

事務処理の正確性や効率性の観点から、今後システム保守業者と改修について検討してまいります。

第7 乳幼児等医療費助成事業

28 (意見)

報告書 120 頁

【7】(2)1. 医療費助成制度の助成範囲の見直しを検討すべき

西宮市では、平成 22 年 7 月より中学 3 年生までの医療費を無料化しており、平成 22 年度における西宮市の乳幼児等医療費の助成額は 1,414 百万円であり、平成 21 年度の事業費 761 百万円の約 1.9 倍である。このうち、平成 22 年度からの助成対象範囲拡大の影響は、7 月以降の 9 ヶ月分であるが、市単独の事業費は前年度と比べて約 5 億円増加している(1)。

- 1 従前、母子家庭等医療及び障害者医療の市が負担していた助成額が乳幼児等医療に移行した影響を考慮の数値。

ここで、兵庫県下の市町の乳幼児等医療費助成制度における単独事業の状況をみると、29市12町のうち、洲本市・豊岡市・淡路市を除く26市12町が市町独自の制度を設け、乳幼児等医療費助成の充実を図っている。具体的には、次のとおりである。

【兵庫県下の市町別単独事業実施状況】

1. 市町単独事業実施(市町単独のみ記載) (H22.7.1)

(1)対象及び自己負担 (斜体は所得制限緩和との重複市町)

自己負担		なし	一部区分で自己負担なし	あり
対象(市町単)	自己負担			
入院	通院			
中3まで	中3まで	西宮市	三木市 (入院と就学前の通院は負担なし)※1 佐用町 (就学前まで負担なし(償還払い))	
	小6まで	小野市 (中1から中3はH24.3.31までの 時限措置) 福崎町 明石市 (小学生の通院については市 民税非課税世帯のみ負担な し)※2	篠山市 (入院と3歳の誕生日までの通院 は負担なし、中1から中3は償還 払い) 朝来市 (入院と就学前までの通院は負担 なし、小1から小3までの通院は県 と同じ、小4から小6の通院は定 率2割(月額1万円))	
	小3まで	相生市、赤穂市、西脇市、三田市 加西市、加東市、多可町 新温泉町 (6市2町とも小4から中3は償還払い)		
	就学前まで	伊丹市、たつの市、高砂市、猪名川町 (3市1町とも小4から中3は償還払い) 稲美町 (小1から小3の町単部分と小 4から中3は償還払い)		
	5歳未満	宝塚市 (小4から中3は償還払い)※3		
	3歳未満	丹波市 (小4から中3は償還払い)		
	1歳未満	神戸市 (小4から中3は償還払い)		
	-	太子町 (償還払い)		
小6まで	小6まで		市川町 (通院・入院ともに3歳に達した最 初の3/31まで負担なし。以降は県 の乳幼児等医療と同じ)	宍粟市 (県の乳幼児等医療と同じ負担)
	3歳未満	川西市 (小4から小6は償還払い)		
小3まで	小3まで	加古川市、播磨町		
	就学前まで		南あわじ市 (入院と3歳未満の通院は負担な し、3歳から就学前の通院は500 円(低300円))	
	3歳未満	尼崎市		
就学前まで	就学前まで	養父市、神河町、上郡町		
5歳未満	5歳未満	香美町		
3歳未満	3歳未満	姫路市、芦屋市		

※1 三木市 小4から中3までの通院、中1から中3までの入院はH27.6.30までの時限措置
 ※2 明石市 通院における小1から小3の所得制限内の者の自己負担額は1回700円(月2回限度)
 ※3 宝塚市 5歳から小3の通院のみ低所得者の一部負担は改正前の基準に据え置き(H24.6.30まで)

(2)所得制限

所得制限なし	加古川市(※)、小野市、猪名川町、稲美町、播磨町(※)、新温泉町
所得制限一部なし	姫路市 (3歳の誕生日まで所得制限なし) 明石市 (通院の義務教育就学前(6歳到達年度の年度末)と入院の中3までは所得制限なし。小1から小3の通院については児童手当 特例給付の所得制限に準じる。)

※ 小学4年以上に係る県の子ども医療対象部分について、市町単独事業を行っていない。

2. 県と同じ

洲本市、豊岡市、淡路市

(出所：平成22年7月1日 福祉医療制度等実施状況調査 兵庫県医療保険課集計)

平成22年7月時点において、入院・通院ともに中学校3年生まで受給者に自己負担が

発生しない市町は、西宮市、小野市、福崎町の3市町（平成23年7月時点では、西宮市、相生市、たつの市、赤穂市、小野市、福崎町の6市町）である。平成22年度から平成23年度にかけて、兵庫県下のほかの市町でも助成対象者の拡大がなされているが、西宮市の乳幼児等医療費助成は手厚いものとなっている。

西宮市の乳幼児等医療費助成に係る事業費は、平成22年度の西宮市の一般財源負担額をみても11億円（県制度のもとでの負担額が約3億円、市の独自制度部分の負担額が約8億円）を上回っており、今回、監査対象とした子育て支援に関する事業費の中でもその割合は小さくはない。

乳幼児等医療費助成については、特に子育て世帯からの要望が多いのは当然のことであるが、少なくとも県の基準制度が定められている中では、西宮市独自の助成対象等の縮小を行ったとしても、医療費の一部を負担することで、医療機関を受診できないというような状況に陥るとは考えにくい。

乳幼児等医療費助成制度は、西宮市のほかの福祉医療費助成制度（老人医療費助成制度、障害者医療費助成制度、母子家庭等医療費助成制度、高齢障害者医療費助成制度）との関係も考慮すべきであるが、子育て支援の視点からみれば、医療費助成のみならず、幅広い分野への支援が求められており、保育所や幼稚園の耐震化に係る事業費等を例にとってもその財政負担は小さくはない。西宮市の財政状況が厳しい状況においては、例えば、中学3年生までの無料化の対象年齢の見直しを行う等、医療費の一部について自己負担を求めることにより、市の財政負担の抑制を検討する余地があると考えられる。

また、医療費の無料化に際しては、過剰受診による市の財政負担を抑制するためにも、医療機関と連携しながら、病気やけがへの予防や対処方法に関する情報を発信する等、適切な受診を促すよう保護者に対する啓発活動を行うことが望まれる。

（市民局）

（講じた措置）

【市民局】

平成21年度から22年度にかけて、西宮市は、県下では先行して乳幼児等医療費助成制度の拡大・拡充を実施いたしましたが、その後、県をはじめとする複数の市町が西宮市に追随し、助成対象年齢の拡大や助成内容の拡充を行っております。

平成24年度中に、近隣市である神戸市、尼崎市、宝塚市、川西市、芦屋市でも、所得制限の緩和や一部負担金なしとする対象年齢の拡大を実施する予定であり、入院・外来(通院)ともに中学3年生までを一部負担金なしとする市町は、西宮市、相生市、たつの市、赤穂市、小野市、加西市、神河町、市川町、福崎町、佐用町の10市町に増えております。

また、県は、平成21年度の県による新行革プランに続き、平成24年度においても第2次行革プランに係る制度改正に伴い所得制限の判定単位を世帯合算へと見直しまし

た。従前の所得判定方法では、確認対象者それぞれの税額により認定を行っていたため、合算税額の多い世帯が認定される一方、少ない世帯が認定されないといった逆転現象が生じておりました。このような問題を解消し、より公平な所得認定を行うため、県は所得判定単位の見直しを行ったものです。この見直しについては、乳幼児等医療費助成制度で、12市町が所得判定単位の見直しを実施していない状況の中、受給者数は減少しますが、西宮市は県基準どおり実施いたしました。

医療費助成制度の助成範囲等の見直しにつきましては、全国的にも子育て支援施策のひとつとして、乳幼児等の医療費助成が拡大傾向にあることを踏まえた上で、今後も国や県の動向に注視し、財政状況も勘案しながら制度の維持に努めてまいります。

なお、以前より、乳幼児等医療費受給者証の添書には、医療機関の受診マナー向上への協力案内を記載しておりますが、今般、受診の適正化を図るとともに、保護者の不安解消に役立てるため、受診の目安や対処方法を掲載しているホームページと電話相談事業の案内、休日・夜間応急診療医療機関等の情報提供が可能となるリーフレットを作成いたしました。今後も関係機関等と連携し、より適正な受診の促進に努めてまいります。